

秋田県公報

目 次

規 則

○秋田県税条例施行規則の一部を改正する規則(七二・税務課).....1

告 示

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の事業の廃止(五四五・福祉政策課).....1

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関の指定(五四六・福祉政策課).....2

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更(五四八・福祉政策課).....2

○平成二十年度クリーニング師試験の実施(五四九・生活衛生課).....3

○秋田県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更(五五〇・水産漁港課).....3

○土地収用法による事業の認定(五五一・建設管理課).....4

○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定(五五二・河川砂防課).....5

名 称	株式会社 タカハシ薬局三の丸支店	開設者氏名又は名称	株式会社 タカハシ薬局 代表取	所 在 地	大館市三の丸九十二	廃止年月日	平成二十年五月六日
小原 齒科医院	小原 茂	横手市十文字町西原一番町五十	平成二十年六月三十日				

○土砂災害警戒区域の指定(五五三・河川砂防課).....6

○特定非営利活動法人の設立の認証の申請(地域活動支援室).....6

○特定調達契約に係る落札者の決定(総務事務センター).....6

○選挙管理委員会告示

○政治団体の設立の届出(九九九).....6

○政治団体の届出事項に異動があった旨の届出(二〇〇).....7

○政治資金規正法第二十條の二第二項又は政党助成法第三十二條第五項の規定による報告書等の閲覧の請求及びその方法に関する規程の一部を改正する規程(二〇一).....8

○労働委員会告示

○秋田県労働委員会のあるせん員候補者の氏名、履歴等(五).....8

規 則

秋田県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十年十二月二十六日 秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第七十二号

秋田県税条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県税条例施行規則(昭和三十九年秋田県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五十一條の五」を「第五十一條の六」に改める。

第十一條第二項第二号中「第六條の十第二項」を「第六條の十第三項」に改める。

第十五條第一項の表中「第六條の十第二項」を「第六條の十第三項」に、「第六條の十第三項」を「第六條の十第四項」に改める。

第五十一條第一項中「申請書は」の下に、「同條第一項第一号から第四号まで及び第六号から第八号までに規定する自動車の取得にあつては條例第七十四條の七第一項の規定による申告納付をすべき際に、條例第七十四條の十一第一項第五号に規定する

自動車の取得にあつては同号に規定する災害がやんだ日から三月以内」を加え、「條例第七十四條の七第一項の規定による申告納付をすべき際に」を削る。

第三章第一節中第五十一條の五を第五十一條の六とし、第五十一條の四第一項中「第七十四條の十一第一項第五号」を「第七十四條の十一第一項第七号」に改め、同條第二項中「第七十四條の十一第一項第六号」を「第七十四條の十一第一項第八号」に改め、同條を第五十一條の五とする。

第五十一條の三の次に次の一條を加える。

(災害を受けた自動車等に対する減免基準)

第五十一條の四 條例第七十四條の十一第一項第五号に掲げる自動車の取得については、当該自動車の取得に係る自動車取得税額の全額を免除する。

2 條例第七十四條の十一第一項第六号に掲げる自動車の取得については、当該減失し、又は損壊した自動車の減失又は損壊の日において課税標準となるべき価額に当該自動車に係る自動車取得税の税率を乗じて得た額に相当する額を免除する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第十一條第二項第二号及び第十五條第一項の改正規定は、平成二十一年一月五日から施行する。

告 示

秋田県告示第五百四十五号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四條第四項においてその例によることとされる生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十條の二の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出があつたので、同法第五十五條の二第二号の規定に基づき、告示する。

平成二十年十二月二十六日 秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県告示第五百四十六号
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項におい

てその例によることとされる生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の

二第一号の規定に基づき、告示する。
平成二十年十二月二十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	指 定 年 月 日
わかまつ内科クリニック	若松 秀樹	由利本荘市東梵天二百九十七一	内科、放射線科	平成二十年十一月二十七日
しぶやこまちクリニック	渋谷 守重	由利本荘市赤沼下四百三十四番地一	婦人科、内科	平成二十年十二月一日
小原歯科医院	小原 有紀子	横手市十文字町西原一番町五十	歯科、矯正歯科、小児歯科	平成二十年十二月四日
株式会社タカハシ薬局三の丸店	株式会社タカハシ薬局 代表取締役	大館市字長倉百二十一番地	調剤薬局	平成二十年十一月二十日

秋田県告示第五百四十七号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法（昭和二十五年法律第百

四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療支援給付のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。

平成二十年十二月二十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

氏 名	施 術 所 の 名 称	施 術 所 の 所 在 地	業 務 の 種 類	指 定 年 月 日
佐藤 節男	松美治療院	能代市松美町十二一十	あん摩マッサージ指圧	平成二十年十一月二十五日
小山 裕徳	こやま鍼灸院	能代市字長崎三一八	あん摩マッサージ指圧	平成二十年十二月五日

秋田県告示第五百四十八号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項におい

てその例によることとされる生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から変更の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定

に基づき、告示する。

平成二十年十二月二十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	変 更 事 項		変 更 年 月 日
			変 更 前	変 更 後	
池田薬局 マカベ調剤店	有限会社メディコス 代表取締役	由利本荘市川口字家後百五十番地一	マカベ薬局	池田薬局 マカベ調剤店	平成二十年七月一日

秋田県告示第五百四十九号

クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)第七條第一項の規定により、次のとおり平成二十年度クリーニング師試験を実施するので、クリーニング業法施行細則(昭和三十一年秋田県規則第六号)第四條の規定に基づき、公告する。

平成二十年十二月二十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 試験の日時及び場所

(一) 日時 平成二十一年三月五日(木) 午前十時

(二) 場所

秋田市千秋矢留町一番十九号 秋田県環境会館

二 受験願書の受付

(一) 期間及び時間

土曜日及び日曜日を除き、平成二十一年一月十三日(火)から同月三十日(金)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

郵送の場合は、締切日までの消印があるものに限り受け付ける。

(二) 場所

居住地を管轄する県の各地域振興局福祉環境部(秋田市に居住する者については秋田地域振興局福祉環境部、県外に居住する者については秋田県内の最寄りの地域振興局福祉環境部)で受け付ける。

郵送の場合は、封筒の表に「クリーニング師試験受験願書在中」と朱書すること。

三 その他

詳細については生活環境文化部生活衛生課(電話 〇一八一 八六〇一―一五九二)に問い合わせること。

秋田県告示第五百五十号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成八年法律第七十七号)第四條第七項の規定により、次のとおり秋田県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を変更したので、同条第十項において準用する同条第五項の規定に基づき、公表する。

平成二十年十二月二十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

1 本県の水産業は、昭和二十年代後半から五十年代にかけては生産量及び生産金額とも次第に増加傾向を続け、生産量で

は昭和五十年に三万四千トン、生産額では昭和五十二年に百四十億円とピークを示した。しかし、その後は減少傾向が続き、近年は減少傾向に歯止めがかかつてはいるものの、依然として低迷状況が続いている。

このような状況の中で、県北部沿岸、男鹿半島周辺及び県南部沿岸においては、依然として水産業が中核産業となつていく必要がある。そのため、海洋生物資源を適切に管理し、かつ、合理的に利用していくことが極めて重要な課題となつている。

2 本県沖合水域は、寒暖両流が交錯し多種類の魚介類が生息しているが、漁業生産構造において沿岸漁業を主体とした小規模経営体が大多数を占めることから多種少産傾向を示しており、複数の漁業種類間における漁場及び資源利用面での競合が見られるなどの問題点も多い。

一方、海洋生物資源の現状を見ると、我が国周辺水域においては多くの低水準、減少傾向にあることから、本県海域における海洋生物資源も低水準、減少傾向にあるものが多くなつてきている。

今後ともこのような状況が継続すれば、県民、国民のニーズへの的確な対応のみならず、地域経済の発展への重大な支障となるおそれがある。

3 県としては、従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等種々の保存及び管理措置を講じてきたところであり、その結果、アワビ等の地先資源を始め、近年ではハタハタに代表されるように広域回遊資源も含めた多くの海洋生物資源の保存及び管理が図られるようになつてきているが、さらに海洋生物資源の適切な保存及び管理を推進するため、基本計画により決定された漁獲可能量の都道府県別の数量について適切な管理措置を講ずることとする。

4 漁獲可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等の実効措置を講ずるため、第一種及び第二種特定海洋生物資源の採捕実績の確かな把握に努めることとする。

5 漁獲可能量について本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、内容、当該資源を取り巻く環境等のより詳細な科学的データ又は知見が必要であるので、当該データ及び知見の蓄積を図るために、県水産振興センターを中心とし、国又は関係県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。また、資源管理の充実を図るため、必要に応じて漁業管

理措置の強化を図ることとする。

6 特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業を推進していくこととする。

7 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度の活用等により引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進していくこととする。

二 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

1 平成二十年の第一種特定海洋生物資源の知事管理の対象となる期間及び漁獲可能量は次のとおりである。

- (1) まあじ 平成二十年一月から十二月まで 若干 ずわいがに 平成二十年七月から平成二十一年六月まで 二十二ト

2 平成二十一年の第一種特定海洋生物資源の知事管理の対象となる期間及び漁獲可能量は次のとおりである。

- (1) まあじ 平成二十一年一月から十二月まで 若干 ずわいがに 平成二十一年七月から平成二十二年六月まで (注) ト

(注) 漁獲可能量については、管理対象となる期間が開始される前までに設定する。

三 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について定められた数量に関し実施すべき施策に関する事項

1 まあじ 小型定置網漁業については、行使統数を維持するよう指導するとともに、漁獲量の把握に努めるものとする。

大型定置網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、免許統数については現状どおりとし、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績と同程度となるよう努めるものとする。

2 ずわいがに 小型機船底びき網漁業(手繰第一種漁業)とかご漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数については現状どおりとし、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進し、資源の保存及び管理に努めるものとする。

四 第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち、本県に定められた量に関する事項
 平成二十一年の第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち本県に定められた量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は次表のとおりである。

第二種特定海洋生物資源	採捕の種類	海域	期間	漁獲努力量(隻日)
まがれい	小型機船底びき網漁業(うち手繰第一種漁業)	秋田県地先水面	平成二十一年九月一日から平成二十一年十月三十一日まで	六百五十
まがれい	かれい固定式刺し網漁業	秋田県地先水面(ただ平成一一年し、第二三月三十一日まで)	平成二十一年九月一日から平成二十一年十月三十一日まで	三千九十

五 第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について、採捕の種類別に定める量に関する事項
 平成二十一年の第二種特定海洋生物資源ごとの第二種特定海洋生物資源知事管理努力量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は次表のとおりである。

第二種特定海洋生物資源	採捕の種類	海域	期間	漁獲努力量(隻日)
まがれい	小型機船底びき網漁業(うち手繰第一種漁業)	秋田県地先水面	平成二十一年九月一日から平成二十一年十月三十一日まで	六百五十
まがれい	かれい固定式刺し網漁業	秋田県地先水面(ただ平成一一年し、第二三月三十一日まで)	平成二十一年九月一日から平成二十一年十月三十一日まで	三千九十

し、第二三月三十一日
種共同漁業
業権水域(を除く)

六 知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項
 1 まがれい

日本海北部のまがれいの資源回復を図るために、国が作成した「日本海北部マガレイ、ハタハタ資源回復計画」の着実な実施を本県として実施する。
 また、知事管理努力量に係る知事への漁獲努力量等の報告に係る迅速な報告の体制の整備を進めることとする。
 さらに、小型機船底びき網漁業(手繰第一種漁業)及びかれい固定式刺し網漁業(第二種共同漁業権水域を除く)については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数については現状どおりとし、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績と同程度となるように努めるものとする。

七 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

1 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査及び研究の充実を更に進めることとする。
 2 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚及び産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

秋田県告示第五百五十一号

土地収用法(昭和二十六年法律第二十九号)第二十条の規定により、次のとおり事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定に基づき、告示する。
 平成二十年十二月二十六日 秋田県知事 寺田典城

- 一 起業者の名称 羽後町
- 二 事業の種類 三輪地域交流センター(仮称)建設事業
- 三 起業地
- (一) 収用の部分 秋田県雄勝郡羽後町貝沢字拾三本塚地内
- (二) 使用の部分 なし

四 事業の認定をした理由
 平成二十年十一月二十一日付けで羽後町より申請のあった三輪地域交流センター(仮称)建設事業(以下「本件事業」という。)に関する事業認定の理由は、以下のとおりである。

(一) 土地収用法第二十条第一号の要件への適合性について
 本件事業は、羽後町が行う社会教育法(昭和二十四年六月十日法律第二百七号)第二十一条第一項に掲げる市町村が設置する公民館の建設に関する事業であり、土地収用法第三条第二十二号に該当する。
 このため、本件事業は、土地収用法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

(二) 土地収用法第二十条第二号の要件への適合性について
 羽後町は平成二十年度一般会計予算において、本件事業に関する必要な財源措置を講じている。
 このため、本件事業は、土地収用法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

(三) 土地収用法第二十条第三号の要件への適合性について
 (1) 得られる公共の利益
 本件事業は、羽後町三輪地区(以下「当該地区」という。)に現存する三輪公民館を建て替える事業である。
 三輪公民館は、昭和四十八年に建築され、築後三十五年が経過し、近年は経年劣化による施設の老朽化が目立ち、加えて、敷地が狭いため冬期間の除排雪や来場者の駐車場の確保などに支障をきたしている。

一方、当該地区では、三輪神社などの国指定重要文化財や猿倉人形芝居といった県指定無形文化財の保存、伝承が行われており、当該地区内外、また世代を超えた文化財の継承などの生涯学習活動が推進されている。
 このため、羽後町では本件事業において、地域に根差した文化財の伝承活動などに活用できる多目的ホールを設置すると共に、駐車場や除排雪に必要なスペースを確保するなど、地域の中核的施設として機能を充実させた公民館を整備しようとするものである。

本件事業の完成により、利便性の高い公民館の整備が図られ、多くの住民の社会教育活動が一層活発となり、生活文化の振興、社会福祉の増進が図られるものと認められる。
 また、本件事業は、都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第四十六条第一項の規定に基づいて羽後町が作成した「都市再生整備計画」に基づいて施行される事業であり、当該地区の都市機能の高度化及び居住環境の向上に資するものと認められる。

なお、羽後町では、本件事業に伴い、必要な条例の改正及び制定を行うこととしている。
 以上のとおり、本件事業により得られる公共の利益は、

相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)及び秋田県環境影響評価条例(平成十二年条例第三十七号)による環境影響評価が義務づけられた対象事業には該当しない。

また、本件事業の工事に当たっては、周辺の動植物や建物、歩行者、自動車などの交通の安全に最大限配慮するものとしている。

なお、現行の三輪公民館の跡地は、所要の活用が見込まれている。

以上のことから、自然環境、生活環境に与える影響は少ないものであり、失われる利益は軽微なものと考えられる。

(3) 複数案の検討

本件事業の施行に当たっては、申請案のほか、羽後町字清水川地内に整備する案と杉宮字積寒開地内に整備する案とがあるが、

ア 面積及び周辺の環境や交通機能

イ 土地の利用に関する規制

ウ 事業費の総合的な経済性

等の基準により三案を比較検討したところ、いずれにおいても申請案が優れており、本件事業の起業地は最も適当であると認められる。

(4) 事業計画の合理性

(1)で述べた得られる公共の利益と(2)で述べた失われる利益を比較衡量すると、本件事業の実施により得られる利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、(3)で述べたように、本件事業の起業地は他の候補地と比較して最も適切であると認められる。

以上により、本件事業は、土地収用法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

土地収用法第二十条第四号の要件への適合性について

(1) 事業を早期に施行する必要性

(三)で述べたように、現存する三輪公民館は、老朽化や駐車場の不足などに加えて、多目的な活用が可能な広いホールなど、当該地区に必要とされる機能が不足しており、できるだけ早期に整備する必要がある。

このため、羽後町では、羽後町総合発展計画(平成十七年三月策定)において、基本計画として「こころ豊かな人づくり」、「生涯学習による人づくり」を掲げ、公民館施設

整備の充実や伝統行事、伝統芸能の保存伝承活動に対する支援を明記している。

また、当該地区住民で組織する「三輪振興会」では、本件事業の構想を協議、集約し、本件事業に関する陳情書、要請書を羽後町に提出している。

よって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件工事に係る起業地の範囲は、多目的ホール、会議室、調理室、事務室などの建物本体施設に加えて、駐車場、多目的広場、構内通路、緩衝緑地、除排雪を想定したスペースなど必要最小限の範囲と認められる。

さらに、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

(3) 以上にかんがみれば、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

(五) 結論

(一)から(四)までにおいて述べたように、本件事業は、土地収用法第二十条各号の要件を充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について、土地収用法第二十条の規定に基づき、事業の認定を定めるものである。

五 土地収用法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

羽後町 財政課

秋田県告示第五百五十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第六条第一項及び第八条第一項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定するので、第六条第四項及び第八条第四項の規定に基づき、公示する。

平成二十年十二月二十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

区域名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
上中小比小比内(次の図のとおり)	山本郡藤里町藤琴字中	急傾斜地の	

内	滝ノ沢一	山本郡藤里町藤琴字滝	急傾斜地の崩壊
号	寺屋布一	山本郡藤里町藤琴字寺屋布(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
号	寺屋布二	山本郡藤里町藤琴字寺屋布(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
田中	山本郡藤里町藤琴字田中(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	
突山下	山本郡藤里町藤琴字突山下(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	
坊中	山本郡藤里町藤琴字坊中(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	
根城岱一	山本郡藤里町藤琴字岩(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
号	山本郡藤里町藤琴字木賊森二	急傾斜地の崩壊	
沼田沢川	山本郡藤里町藤琴字田中及び寺屋布(次の図のとおり)	土石流	
田中沢	山本郡藤里町藤琴字田中(次の図のとおり)	土石流	
坊中沢	山本郡藤里町藤琴字上坊中及び下坊中(次の図のとおり)	土石流	
小さい沢	山本郡藤里町藤琴字上坊中及び下坊中(次の図のとおり)	土石流	
滝の沢一	山本郡藤里町藤琴字滝の沢(次の図のとおり)	土石流	

「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を建設交通部河川砂防課、関係地域振興局建設部及び関係市町村に備え置いて縦覧に供する。

秋田県告示第五百五十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第六条第一項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定するので、同条第四項の規定に基づき、公示する。

平成二十年十二月二十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

区域名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
下高野三	仙北市田沢湖生保内字下高野(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
堂ノ前	仙北市田沢湖生保内字堂ノ前(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
供養仏一	仙北市田沢湖田沢字供養佛(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
造道	仙北市田沢湖生保内字造道(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
町田沢一	仙北市田沢湖生保内字町田及び造道(次の図のとおり)	土石流
町田沢二	仙北市田沢湖生保内字町田及び造道(次の図のとおり)	土石流

一 その他の政治団体
イ 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
栗田けんいち後援会	栗田 憲 一	栗田 康 弘	横手市大屋寺内字堀ノ内三百四十四番地	平成二十年十一月二十一日
田口裕後援会	金 沢 良 一	安 保 佐 一	鹿角市花輪字鶴田二十一	平成二十年十一月二十五日

公 告

「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を建設交通部河川砂防課及び関係地域振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成二十年十二月二十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 申請のあった年月日
平成二十年十二月十五日
 - 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 秋田県野球フォーラム
代表者の氏名
渡 邊 宏
 - 主たる事務所の所在地
秋田県秋田市広面字大巻二十六番地一
 - 定款に記載された目的
この法人は、広く国内外を問わず年少者から中高年者までの人々に対し、野球の普及発展に関する事業を行い、野球を通してスポーツの楽しさを理解してもらうことにより、青少年の健全育成、中高年齢者の健康増進に寄与し、以って地域社会の活性化に貢献すること及び木製バット素材のアオダモの植林により資源保護と環境保全に対する意識高揚に貢献することを目的とする。
- 特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令

(平成七年政令第三百七十二号)第十一条の規定に基づき、公示する。

平成二十年十二月二十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 落札に係る物品の名称及び数量
超高精度三次元測定器 一式
- 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
出納局総務事務センター 秋田市山王四丁目一番一号
- 落札者を決定した日
平成二十年十二月五日
- 落札者の名称及び住所
株式会社アオバサイエンス 秋田営業所 秋田市広面字近藤堰越十番六号
- 落札金額
四十五万九千円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 一般競争入札の公告を行った日
平成二十年十月二十四日

選挙管理委員会告示

秋選管告示第九十九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定により、平成二十年十一月一日から同月三十日までの間に次の政治団体から設立の届出があったので、同法第七条の第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十年十二月二十六日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

秋選管告示第百号
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条の規定により、平成二十年十一月一日から同月三十日までの間に次の

政治団体から届出事項に異動があった旨の届出があったので、同法第七条の第二項の規定に基づき、告示する。
 平成二十年十二月二十六日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

一 政党

政治団体の名称	自由民主党秋田県バス支部	異動事項	内 新	容 旧	届出年月日
政治団体の名称	民主党秋田県参議院選挙区第1総支部	国会議員関係(公職の種類)	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体 参議院議員	国会議員関係政治団体以外の政治団体	平成二十年十一月十四日
政治団体の名称	民主党秋田県第3区総支部	国会議員関係(公職の種類)	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体 衆議院議員	国会議員関係政治団体以外の政治団体	平成二十年十一月十四日

二 その他の政治団体

政治団体の名称	政治団体 政治団体の名称	異動事項	内 新	容 旧	届出年月日
政治団体の名称	能代白神トライ政策研究会	国会議員関係(公職の種類)	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体 松浦 大悟、参議院議員	国会議員関係政治団体以外の政治団体	平成二十年十一月十二日
政治団体の名称	すずき陽悦政策研究会	国会議員関係(公職の種類)	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体 鈴木 陽悦、参議院議員	国会議員関係政治団体以外の政治団体	平成二十年十一月四日
政治団体の名称	未来への決断を支える会	国会議員関係(公職の種類)	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体	平成二十年十一月十三日

一票一新の会	(公職の種類) の氏名及び公職者	衆議院議員 京野 公子、衆議院議員	国会議員関係政治団体以外の政治団体	平成二十年十一月十四日
大館トライ政策研究会	代表者	佐々木 弥	白瀬 公 盟	平成二十年十一月二十日

秋選管告示第百一号

政治資金規正法第二十条の二第二項又は政党助成法第三十二条第五項の規定による報告書等の閲覧の請求及びその方法に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十年十二月二十六日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

政治資金規正法第二十条の二第二項又は政党助成法第三十二条第五項の規定による報告書等の閲覧の請求及びその方法に関する規程の一部を改正する規程

政治資金規正法第二十条の二第二項又は政党助成法第三十二条第五項の規定による報告書等の閲覧の請求及びその方法に関する規程(平成八年秋選管告示第三十四号)の一部を次のように改正する。

題名及び第一条中「閲覧」を「閲覧等」に改める。

第二条第一号中「報告書」の下に「及び同法第十九条の十四の規定による政治資金監査報告書(以下これらを「収支報告閲覧対象文書」という。)」を加え、同条第三号中「第十九条第四項」を「第十九条第五項」に改める。

第四条を第五条とし、第三条中「前条各号」を「第二条各号」に改め、同条を第四条とする。

第二条の次に次の一条を加える。

第三条 (収支報告閲覧対象文書の写しの交付の請求)

第三条 政治資金規正法第二十条の二第二項の規定により、県委員会会の受理した収支報告閲覧対象文書の写しの交付を請求しようとする者(以下「請求者」という。)は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「交付請求書」という。)を県委員会に提出しなければならない。

- 一 請求者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名
 - 二 写しの交付の請求に係る政治団体の名称並びに収支報告閲覧対象文書に係る収入及び支出がされた年
 - 三 求める写しの交付の方法(用紙に複写したものに限る。)
 - 四 送付の方法による収支報告閲覧対象文書の写しの交付を求める場合にあつては、その旨
- 県委員会は、交付請求書に形式上の不備があると認めるときは、請求者に対し相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、県委員会は、請求者に対し補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならない。
- 3 県委員会は、政治資金規正法第二十条の二第二項の規定による請求を受けたときは、当該請求のあつた日から三十日以内に、当該請求に係る収支報告閲覧対象文書の写しを交付するものとする。ただし、前項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 4 前項の規定にかかわらず、県委員会は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、県委員会は、請求者に対し遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。
- 5 政治資金規正法第二十条の二第二項の規定による請求に係る収支報告閲覧対象文書が著しく大量であるため、前項の規定により第三項に規定する期間を三十日延長しても、当該請求があつた日から六十日以内にそのすべてについて写しの交付をす

労働委員会告示

秋田県労働委員会告示第五号

労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第四條及び労働委員会規則(昭和二十四年中央労働委員会規則第一号)第六十八條第一項の規定により、秋田県労働委員会のある職員候補者の氏名、履歴等を次のとおり公示する。

平成二十年十二月二十六日

秋田県労働委員会会長 阿 部 讓 二

ることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、同項及び前項の規定にかかわらず、県委員会は、当該請求に係る収支報告閲覧対象文書のうちの相当の部分につき当該期間内に第三項の規定による交付をし、残りの収支報告閲覧対象文書については相当の期間内に交付をすれば足りるものとする。この場合において、県委員会は、同項に規定する期間内に、次に掲げる事項を請求者に書面により通知しなければならない。

一 この項を適用する旨及びその理由

二 残りの収支報告閲覧対象文書に係る第三項の規定による交付をする期限

附 則

この規程は、平成二十一年一月一日から施行する。

氏 名	阿 部 讓 二	職	公益委員(会長) 弁護士	業	閣	歴	委 嘱 年 月 日
湊 貴美男	公益委員 弁護士				秋田弁護士会会長		昭和六十三年一月二十六日
					秋田弁護士会会長		平成十二年十二月一日

所在地	所在地	正 誤	<p>平成二十年十二月十二日(第二千三十八号)掲載の秋田県告示 第五百二十三号(生活保護法による医療機関の指定) (原稿誤り)</p> <p>三ページの表中、</p>	伊藤 雅夫	三浦 義秀	小宅 鍊	吉田 和枝	三浦 潔	伊藤 博	高野 力	鈴木 光一	宇佐美 豊	清水 尚子	阿部 康夫	工藤 雅志	嶋崎 真仁	綿貫 一子	古谷 薫	
				秋田県労働委員会事務局審査調整課長	秋田県労働委員会事務局長	使用者委員 北光金属工業(株)代表取締役社長	使用者委員 吉田興業(株)代表取締役社長	使用者委員 秋田三菱自動車販売(株)取締役社長	使用者委員 秋田中央交通(株)専務取締役	使用者委員 (社)秋田県経営者協会専務理事	労働者委員 ジェイ・エイ・エム北東北秋田県連絡会会長	労働者委員 秋田県東北電力総連会長	労働者委員 ボートピア河辺労働組合執行委員長	労働者委員 全日通労働組合秋田支部執行委員長	労働者委員 日本労働組合総連合会秋田県連合会会長	公益委員 秋田県立大学システム科学技術学部准教授	公益委員 公認会計士、税理士	公益委員 弁護士	公益委員 弁護士
<p>北秋田市鷹巣字北中家七十 七番地</p> <p>北秋田市鷹巣字北中家下七 十七番地</p> <p>は、</p>				秋田県教育庁総務課総合調整主幹	秋田県出納局参事兼会計管財課長	北光金属工業(株)取締役副社長	吉田興業(株)取締役	秋田三菱自動車販売(株)専務取締役	秋田中央交通(株)常務取締役	(社)秋田県経営者協会秋田支部専務理事	TDK労働組合秋田地方本部委員長	東北電力労働組合秋田県本部委員長	日本労働組合総連合会秋田県連合会女性 委員会副委員長	全日通労働組合秋田支部書記長	自治労秋田県本部中央執行委員長	秋田県立大学システム科学技術学部 助教授	秋田弁護士会副会長	秋田弁護士会副会長	
<p>平成二十年十二月十二日(第二千三十八号)掲載の秋田県告示 第五百二十五号(生活保護法による介護機関の指定) (原稿誤り)</p> <p>の誤り。</p>				平成二十年四月二十二日	平成二十年四月二十二日	平成二十年五月二十七日	平成十六年十二月一日	平成十四年十二月一日	平成十三年九月二十五日	平成二十年六月二十四日	平成二十年十二月一日	平成十八年十二月一日	平成十五年十二月一日	平成十年十二月一日	平成十八年十二月一日	平成二十年十二月一日	平成二十年十二月一日	平成十二年十二月一日	平成十二年十二月一日
<p>四ページの表中、</p> <p>大仙市四ツ小屋字上古道六 十六―九</p> <p>は、</p> <p>大仙市四ツ小屋字上古道六十 六―九</p> <p>の誤り。</p>				所在地	所在地	所在地	所在地	所在地	所在地	所在地	所在地	所在地	所在地	所在地	所在地	所在地	所在地	所在地	所在地

発行者 秋田県
秋田市山王四丁目一番一号
購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所 株式会社松原印刷社
秋田市山王七丁目五番二十九号
電話(082)8766 FAX(082)8766
E-mail:matsubara@matsubara-insatsu.co.jp
松原繁雄